

国土交通大臣への会社分割認可申請書の提出について

当社は、現在、特例港湾運営会社に指定されておりますが、この度、伊勢湾で一つの港湾運営会社の指定を目指す名古屋四日市国際港湾株式会社（以下、「新会社」といいます。）へ特例港湾運営会社の業務を引き継ぎ、同社が名古屋港及び四日市港を一元的に管理する主体として、特例港湾運営会社の指定及びこれに係る許認可等を承継するため、吸収分割方式による会社分割を行います。

既に、吸収分割について弊社及び新会社の取締役会及び株主総会の承認を得ており、この度、港湾法附則第31条の規定に基づき同法附則第26項においてみなして適用する同法第43条の15第1項の規定により、国土交通大臣に会社分割認可申請書を提出しました。

今後、当社は、新会社と連携しながら、港湾施設の機能強化及び管理運営のさらなる効率化を進め、お客様にご満足いただけるロジスティクスの提供を通じ、名古屋港の発展のため専心努力してまいります。

<吸収分割の概要>

（1）吸収分割の当事者

吸収分割承継会社：名古屋四日市国際港湾株式会社

吸収分割会社：名古屋港埠頭株式会社

（2）吸収分割の効力発生日

平成29年9月1日（金）

（3）吸収分割により承継する主な契約

- ・埠頭群に係る賃貸借契約
- ・港湾法55条の9の貸付を受け整備中のガントリークレーンの製造・工事契約及びこれに係る金銭消費貸借契約